

三善康信とその時代（要約）

橋下 欣之介

はじめに

源頼朝が鎌倉に武家政権を創立するためには、「武士」の力と「文士」の活躍の両輪が必要であった。後者の中で大江広元と並ぶ三善康信は、間注所執事として地味な実務家として知られているがあまり語られることがない。鎌倉幕府創成に貢献した三善康信の真の姿を紹介したい。

1. 父祖の系譜と康信の出仕

祖父為康（1049～1134）は、越中国射水郡の地方官人である射水氏の出自で上洛後算博士三善為長の養子に入る。文人として人脈を切り拓き、65歳で算博士、70歳で叙爵の幸運を得る。この間、^{かじゅうじ}勸修寺流藤原為隆、同顕隆等の恩恵を受け且つ関係を深めたことにより子康光、孫康信の官途に道を開くことになる。父康光（1097～1179）は、久安3年（1147）に叙爵、久安6年近衛皇后多子（まさるこ）の皇后宮権大属に任じられ生涯勤めることとなる。その後仁安元年（1166）に勸修寺流藤原経房（1142～1200）の直属の部下として勤め、この時の両者の関係が後年経房が康信を五位出納に召し出したことに繋がるのである。

この間康光は神祇官祝師大^{ともかね}中臣倫兼の次女と結婚、保延6年（1140）に長子康信が誕生する。この倫兼の長女、すなわち康信の伯母が源頼朝の乳母となるのである。

平治の乱直後の永暦元年（1160）正月康信は、父五位康光の蔭位によって初任官する。翌年多子の離宮、^{むねこ}育子の立宮の事があり皇后宮権大属であった康光のこの一連の動きについての功績を背景として康信が正六位上右少史兼中宮職少属に補任、その上同年10月に叙爵の栄誉を与えられ中宮大夫属専任となる。極めて異例の昇格であった。吾妻鏡などに遺る生涯通称として「中宮大夫属」とあるのはこのときからである。康信は承安3年（1173）育子崩御に伴い散位となって8年後治承5年（1181）閏2月平清盛が急逝した同じ月に康信は入道して「入道善信」と称することになる。

後白河法皇の院政復活の動きの中で、治承5年4月、康信は蔵人頭左中弁藤原経房の指名により、その支配下で蔵人方の五位出納に任命され官職に復帰する。直接の上司は五位蔵人光長（経房の実弟）であった。父康光から続く康信と経房・光長の特別な関係がここに始まる。

2. 頼朝の幼少年期における康信、経房

頼朝には乳母が5人知られている。そのうちに唯一京都の貴族の妻が康信の伯母である。養育を担う^{だきめのと}抱乳母と考えられている。婿取婚の当時の慣習から康信は倫兼の邸宅で育ち、7歳年下の頼朝と同様の教育を受け、また頼朝と少年期に直接、間接の接触があったことも考えられる。毎月三ヶ度配流中の頼朝に的確な京の情報を伝え安否を気遣っていたことは有名であるが、背景にこの時期の絆があったのかも知れ

ない。

頼朝は、保元3年(1158)2月准母統子内親王(後の上西門院)の皇后宮権少進として初任する。この時経房が同じく皇后宮権大進を兼任しており、且つ、上西門院立院においても経房と頼朝は揃って転任している。つまり、頼朝と経房は1年余の間同僚であったことになる。後年の両者の信頼関係はここに淵源があったのかも知れない。

3. 頼朝の軍事政権成立と康信下向

頼朝は、治承4年(1180)8月17日挙兵、関東に軍事政権を築く途上治承5年(1181)閏2月4日清盛が急逝する。この清盛の死と後白河法皇の権力復帰は、頼朝にとっては微妙に立場の変化を生じさせた。以仁王令旨に依拠する逆臣清盛を討つ大義名分が無くなったのである。そこで頼朝は、後白河法皇に密奏、「平家との和睦と朝廷の下での源平による東西の分割」を提案する。しかし、平宗盛は、清盛の遺言「頼朝の首を切って、我が墓に懸けよ。」を理由にこれを拒否、源平の死闘に突き進んでゆくことになる。

養和2年(1182)2月8日の吾妻鏡に「御願書を伊勢太神宮に奉らる。大夫属入道善信(康信)、草案を献ず。これ『四海太平、萬民豊樂』のためなりと云々。」として長文の願文が載っている。源家は遠祖以来朝廷を護ってきたこと。挙兵の正当性を述べ、参洛の上法皇帰一を起請する。頼朝の院・朝廷に向けての忠誠、と恭順を示すメッセージでもあった。

頼朝が康信を心底信頼しかつ康信が頼朝の心情、政治姿勢を理解付度して起草したもので2人の関係が知れると共に五位出納康信は恩顧ある経房、光長そして右大臣九条兼実の意向を呈すると共に頼朝の姿勢を陰に伝えていたと思われる。

寿永2年(1183)平家は7月25日に都落ち、その跡に義仲が入洛、平家追討令を受けて備中に出陣する。その間、頼朝は政治基盤の構築に踏み出す。

戦後の勸賞議定に関し、頼朝の奏請を受けて法皇は10月13日「東海東山諸国の年貢、寺社並びに王臣家領の荘園、元の如く領家に戻すこと。不服の輩あれば頼朝がこれを取り締まること。」との趣意の宣旨(10月宣旨)を下す。東国に対する頼朝の権限の公認である。併せて頼朝を本位(従五位下右兵衛権佐)に復位させる。これにより「勅勘」が解除されて、王権の正当な擁護者の立場を明確にすると共に、鎌倉政権が公認されたのである。

翌寿永3年各地(諸国七道)で武士の押妨、濫逆が相次ぐのを抑える政策として画期的な宣旨(2月宣旨)が下される。「武勇の輩の神社仏寺並びに院宮諸司及び人領等の押妨停止に従はせしむべき事」との題名で「諸国(全国)の武士の取締の権限を頼朝に一任」したのである。

続く3月、頼朝に500余箇所平家没官領が遣わされ、またこの時期から実務中堅京官人が鎌倉に多数下向する。中原(大江)広元、二階堂行政、三善康信はこの時期に下向している。康信は、吾妻鏡元暦元年(1184)4月14日の条にその下向の時期と情景が描かれている唯一の下官人である。ここで注目すべきは、康信は、五位出納の現職にあり経房・光長の配下のまま下向し、頼朝もそれを十分承知の上であった史実である。

これを『初代問注所執事 三善康信』の著者、三島義教氏は、公武融和・共立による平和な、安定した世を実現したいとする兼実、経房の意向を受けて、康信は、朝廷・鎌倉間のかすがいとして送り込まれたと考えられた。慈円の『愚管抄』の「ムサの世」の語に象徴される歴史観に示された新しい時代の流れ

を兼実、経房が既にこの時点で共有、受容して鎌倉武士政権との協調を図ったと考えられる。実際は、そのかすがいの役割を康信（裏）と共に兼実との縁を持つ広元（表）が務めたものであろう。

頼朝は、この年大規模になった家領経営のために家政機関の整備が必要になり、また2月宣旨に基づく権限を受けて、10月に公文所及び問注所を設置する。公文所の別当に広元、問注所に康信が任命される。

4. 「天下草創」と康信

元暦2年（1185）、頼朝、義経の確執の中で義経が後白河法皇に迫って「頼朝追討の院宣」を取り付けるに至って頼朝は激怒、強硬な申し入れをする。「守護（総追捕使）、地頭」の設置である。法皇は、屈して翌日（11月29日）その要求を無条件で承認する。これは、吾妻鏡に広元の献策とされ、「乱」に備えるためのものと意見をのべている。しかし、頼朝の御家人体制による新しい武家社会の構築を目指した高度な政治的行動であったと理解するのが定説である。

しかし、視点を変えれば、先の2月宣旨による「諸国武士の取締権限」に基づく問注所の機能も守備範囲が全国と広く警察権、裁判権の下部組織の必要性はあった。その意味でこの施策は、康信にとっても広元と同意見であったであろう。院・朝廷側にとっても諸国の所領の治安維持、平和な社会の確立を望んでいたからである。

頼朝は、加えて義経を擁護した廷臣の解官と親鎌倉派の公卿等の選任を求める廟堂の刷新を奏請する。特に、兼実（内覧に推挙、翌年3月摂政）、経房を含む10人の議奏公卿を指名し朝議を計らうべしとし、これを頼朝は「天下草創也」と述べている。法皇は即日（12月28日）これを受諾する。

この奏請の作成に関して吾妻鏡には「広元、善心（善信＝康信）、俊兼、邦通等、この間の事を沙汰すと云々。」とあり、特に康信が恩顧の勸修寺流弁官家―兼実のラインを頼朝と結び付けていたことがここに結実したと考えられるのである。特に頼朝と経房は、頼朝をして「^{こうしつ}膠漆の知音」と言わせるほど信頼関係が築かれている。これ以後朝廷は親鎌倉体制となり、公武一体の京・鎌倉関係に着地するのである。中世の形がここに出来上がったと考えられる。

康信は、この時代に生き、新しい時代の創造の黒子として表に出ることなく地味に活躍し中世の幕開けの一翼を担っていたのである。

おわりに

康信はその後も問注所執事として通算38年に亘り終生地道にこれを勤め挙げている。「一所懸命」の武士社会にあって康信は、当事者間の調整に公平無私を貫き後世「公正にして私心なし。」との評価を残している。

家系は以後累代問注所執事職を家職としている。後年の貞永式目制定に参画した署名者に第2代問注所執事康俊（長男）、第4代康連（4男）、評定衆倫重（孫）の名があり、初代康信等が長年苦心して積み上げてきた事案、判例がここに「道理」として集約されたのである。

康信は、承久の乱勃発に際して承久3年（1221）5月21日に広元と共に「直ちに京へ向け出兵すべし。」と病床を押して出座献言し、その8月9日82歳で卒した。（要約）完

（参考文献） 三島義教『初代問注所執事 三善康信』

新風書房 2000年

五味文彦『日本の歴史（5 鎌倉と京）』小学館 1988 年
目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」『貴族社会
と古典文化』吉川弘文館 1995 年 所収
永原慶二監修『全訳吾妻鑑』新人物往来社 1992 年 他